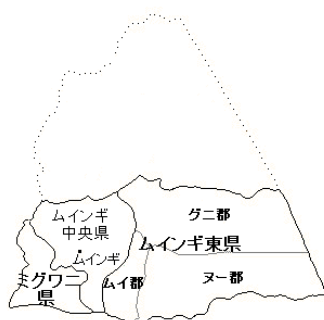


特定非営利活動法人アフリカ地域開発市民の会 (CanDo)
2010年度 (2010年1月1日～2010年12月31日)
活動報告

0. ケニアの概況	p.2
・8月、新憲法発布	
1. 2010年度活動概要 (ケニア共和国東部州ムインギ東県・ミグワニ県、ナイロビ)	p.2
・7月中旬から8月中旬まで日本人スタッフは一時退去	
2. 学校：運営能力向上と教室建設 (ムインギ東県)	p.3
・新設校6校で実施	
3. 学校：保健 (エイズ教員研修・公開授業・子ども発表会) (ムインギ東県)	p.4
・早期妊娠のリスクの予防活動を開始	
4. 学校：幼稚園での保健活動の促進 (ムインギ東県)	p.6
5. 学校：環境保全 (ムインギ東県ムイ郡)	p.6
6. 地域：保健・エイズ研修 (ムインギ東県)	p.6
・ムインギ東県の全域において、エイズと母性保護に関する公開学習会の開催を達成	
7. 地域：エイズ・母性保護学習会 (ムインギ東県・ミグワニ県*1)	p.8
*1 2010年度活動計画の項目では、ミグワニ県として分けて扱っています。	
8. 地域：環境保全 (ムインギ東県ムイ郡・グニ郡)	p.9
・環境学習会の実施と定着状況の確認を継続	
9. 学校：スラム補習授業 (ナイロビ市ムクル・スラム群)	p.9
10. 国内活動	p.9
11. 組織運営	p.11
・東京事務所移転と事務局の新体制	
12. 支援および事業委託元機関・団体	p.14



*2 「ミグワニ県」については、2010年発行の会報第51号(7月)、52号(9月)、53号(12月)では正式名称となった「ムインギ西県」と表記。しかし、2011年2月、再び名称変更が行なわれ「ミグワニ県」に戻る。

0. ケニアの概況

2007 年末から総選挙後騒動と国際的な調停において、大きすぎる大統領の権限や憲法の課題、植民地から脱却する中での不平等な土地取得、民主的選挙での暴力の恒常化、治安関係者による超法規的な殺害の日常化、権力に近い人々の経済的・暴力的な犯罪に関する不罰則の文化など、解決していくべき課題が明確になった。

その解決の一環として、2010 年 8 月に国民の人権を尊重した新憲法が、国民投票での賛成を得て発布された。2012 年の総選挙までに必要な法律制定を行なって、次第に新憲法にそって新たな行政・立法・司法制度が整っていくことになった。また、警察による過剰殺害の責任者と批判されていた警察長官が交代した。反汚職委員会の委員長も交代し、大物の汚職が次々と告発されるようになった。

一方、同騒動については、2009 年国会での国内特別法廷設置を否決する議決を受けて、国際刑事裁判所(ICC)の予審裁判の手続きとしての捜査がケニアで開始された。犯罪被害者への買収や脅迫などが噂される中で、12 月には、騒動を扇動したと疑われ、捜査の対象となっている人物 6 名が、ICC 検事より公表された。6 名の中には、超大物の政治家や行政官が含まれている。これを受けて、政府から行政官の訴訟費用を国費で賄う意見が出たり、2009 年に国内特別法廷を否決した議員から法廷設置や ICC 関連条約からの脱退が提案されたりした。それらを受けて、副大統領による ICC 裁判の延期を求めるアフリカ連合や国連安保理事会関係国への積極外交などが繰り返されている。また、捜査対象となっている行政官・政治家も、公表前と変らない重要な公職にある。

また、2011 年に入ってから、警察官が、銃を所持していた人物を降伏した状態で車から引き出し、朝の交通渋滞になっている道路にうつ伏せにした上で射殺したことが報道された。

人権を尊重した憲法が実効性のあるものになるには、2012 年の総選挙までに、多くの課題を解決する必要があると思うが、問題を先送りにしたり、うやむやにしたりして、不罰則の文化を継続しようとする力のほうが強いように思う。

1. 2010 年度活動概要 (ケニア共和国東部州ムインギ東県・ミグワニ県、ナイロビ)

当会は、1997 年 9 月よりケニア共和国に日本人調整員を派遣し、東部州ムインギ県ヌー郡およびムイ郡 (現在の名称はムインギ東県) において、地域住民自らが規定する「豊かさ」を達成する社会を目指し、住民の社会的能力向上を目的とした、総合的かつ持続可能な社会開発事業を実施している。本活動は、教育・保健・環境保全を統合する総合開発活動であり、この 3 分野での活動実施にあたって、地域住民の社会的能力向上を目指して、地域住民主導による事業形成と運営、地域住民・行政・当会の均衡のとれた協力関係の維持を共通する活動方針としている。また、事業を展開する中で、それぞれの小学校 (学校) と、通学する村々の集まり (地域) を「学校地域社会」という単位としてとらえ、学校から地域への知識・技能の波及、地域から学校への参加と監視など相互作用が、学校地域社会における総合的な社会開発の重要な要素と分析している。このため学校と地域社会それぞれに直接働きかける事業を並行して実施する。さらに、近年の対象地域でのエイズ問題に対する危機感・恐怖感の高まりに対して、対処意欲・能力を高めるためのフォーマル・ノンフォーマルなど様々な形での保健ならびにエイズ教育

も実施している。

2010年度は、当会のケニアにおける活動実施に携わった日本人は16名であった。ケニア人については、常勤・非常勤者合わせて8名を雇用した。また、建設・教育・環境・保健の各分野の専門家9名とコンサルタント契約を結び、質の高い事業実施を目指した。

2010年5月には、事業地ムインギの治安の悪化が実感される中、当会ナイロビ事務所もムインギと関連すると思われる強盗に襲われ、治安対策の強化が課題となった。さらに、8月の憲法制定のための国民投票に向けて、政治・宗教的な対立色も強くなり、一般治安の悪化も懸念された。このような状況の中で、事業運営制度を整理して、7月中旬から8月中旬まで、日本人スタッフがケニアから一時退去する。ケニア人スタッフのみによる一時的な事業実施体制を確立し、ケニア人スタッフの事業運営能力の向上につなげた。

事業実施においては、教室建設は、ムインギ東県の小さな新設校6校での保護者の学校運営能力に焦点を当てた、資材収集などの準備活動への協力を行ない、うち3校において、準備の完了と建設事業の開始の段階となった。小学校の保健教育では、教員エイズ教育研修を繰り返し、ムインギ東県内の教員ニーズを満たしているとは判断する段階に達した。一方、新たにムインギ東県教育局長より、要請を受けて、妊娠中退の事例が多い小学校を当会専門家が訪問して、早期妊娠のリスクなどを教員・保護者・子どもに説明し、予防行動を促す活動を形成した。住民への保健・エイズ教育では、村長老の協力を得て、当会専門家が村々でエイズと安全な妊娠出産のための情報を提供する母性保護に関する公開学習会を実施し、ムインギ東県全域での開催を達成した。一方、これまで、周辺の住民にエイズを適正に教えることができる地域エイズリーダーの育成が課題となっていたが、リーダー研修を実施でき、地域リーダーによるエイズ学習会の自律的開催の目処がついた。環境では、ムイ郡で、辺縁の山肌にある情報から遠く、土地荒廃の危険が高い村々を定期的に訪問して、環境学習会の実施と定着状況の確認を継続した。また、2小学校での新たな環境活動形成に協力した。

ミグワニ県では、これまでのムインギ東県の活動経験を統合し、新たな社会開発事業を形成することをめざして、グタニ郡ザワ区において、村長老などを対象としたエイズと母性保護に関する研修と地域の健康のための戦略会議を実施し、引き続いて、いくつかの近隣の村をまとめた村クラスターごとに、一般住民を対象としたエイズならびに母性保護の公開学習会を開催した。これらの活動の中で入手した情報や参加住民の意見・反応を踏まえて事業を形成した。

休暇中の高校生を対象にしたムクル・スラム群での補習授業を4月、12月の2回実施した。当会の補習授業に参加した経験のある大学生が、自律的に補習授業の実施ならび運営に関わる体制ができつつある。

2. 学校：運営能力向上と教室建設（ムインギ東県）

ムインギ東県ヌー郡のワングイユ小学校、イムワ小学校、カムルユニ小学校、ムイ郡のカリアコ小学校、グニ郡のキャラモコ小学校、カゾメ小学校の計6校において、6月までに「学校運営能力向上に関する

覚書(覚書 1)」をそれぞれ締結して事業を開始した。学校運営能力については、計画・運営についての日常生活に則しての基本理解の促進、資材収集や建設のスケジュールの確認と実施計画の形成、建設資材となる地域資源の確認と適切な建設資材についての研修、レンガ作り研修などを実施した。

ワングイユ、イムワ、キャラモコの3校では10・11月に資材収集を完了し、「建設に関する覚書(覚書 2)」を締結して建設を開始した。また、カムルユニ、カゾメの2校では、保護者の合意形成や計画に問題点が見られ、12月末が完了期限であった資材収集が遅れた。一方、カリアコ小学校は、当会の事業と並行して地方交付金基金(LATF)による支援が行なわれていることが判明し、どのように両立させていくか、学校と当会とで話し合いを行なってきた。しかしながら、当会の資材収集は順調に進まず、11月の保護者総会において2011年2月末まで資材収集の完了期限を延長し、運営研修を実施するなど学校の運営能力向上に努めた。

建設を開始した3校では、建設に関わる研修の他に、保健および環境の研修を実施した。ワングイユ小学校は土壌保全の研修、イムワ小学校ではエイズに関する研修、キャラモコ小学校では植樹及び苗床作りの研修を、それぞれ実施した。

3. 学校：保健（エイズ教員研修・公開授業・子ども発表会）

3-1. 小学校教員対象エイズ教育研修（ムインギ東県）

小学校教員を対象として、学習指導要領に沿って、エイズ教育を教室で実践できる能力・意欲を高めるためのエイズ教育研修を継続して実施した。

第1課程では、理科を主題として扱うことで、すべての教科で扱われているエイズの理学的知識を、理科教員のみならず全ての教員が身につけ、かつエイズ問題をとらえる基本的視点を教員が獲得することを目指した。さらに、どのように子どもに必要なことを教えられるかを教案づくりとモデル授業の発表を通して実践した。また、理科の教科書で扱われているエイズの基本的な知識だけでなく、エイズ問題の持つ社会的側面について、地域固有の問題や子どもたちが具体的に直面している問題に配慮して、全教科において、低学年から適切に教えていく必要性を共有した。

この第1課程については、2月の実施で参加者が4名にとどまったため、ムインギ東県における本課程へのニーズは満たされているものと分析して、研修を終了した。

第2課程では、小学校低学年におけるエイズ教育に焦点を当てた。エイズ教育の中で、高学年の理科において、HIV感染経路や感染予防、エイズ発症過程など理科知識を体系的に教える。しかし、その前段階である低学年においては、スワヒリ語や英語など言語科目の中で、エイズ問題のさまざまな側面を教材として取り扱っている。それらの教材を分析したところ、学習者にエイズへの恐怖心を植え付ける結果につながる記述が多い。エイズが日常化している対象地域においては、「エイズを避ける」行動様式を身に付けても、感染経路や感染予防の具体的な方法を理解していなければ、依然、感染リスクは高いものと思われる。さらに、恐怖心を持つことによって感染者や感染を疑う人々を社会的に排除しようとする行動が誘発される。このような点から、教員がエイズ問題について豊富な理学的知識とともに、社

会的側面について地域社会や子どもたちの置かれている実情に即して適正にとらえる視点を獲得し、授業を実践することが重要である。高学年でエイズを体系的に学んでいく前段階として、この低学年のエイズ教育における重要点は、子どもたちがエイズに対する適切な態度を身に付けることである。日常の授業の中で子どもの理解度と現実に合わせてそれを実践していけるようにするため、教案作成やモデル授業も取り入れたトレーニングを実施した。

この第2課程は、2回実施し、31名が修了した。

第3課程では、高学年に対するエイズ教育を扱った。ここでは、この思春期に達する年齢の子どもたちが身体的・精神的な発達を迎える過程で想定される危険、社会的側面を配慮しながら、子どもたち自身のライフスキル向上を促し、適切な行動や判断によって、そうした危険から自己や他者を守っていく力を養うエイズ教育の方法を探った。ライフスキル教育については、教育省から追加学習指導要領が発行され、小学校の全ての学年で体育の授業のうち週1コマをライフスキル教育にあてることが指示されたため、第3課程の中でライフスキルについての理解を深めるセッションを形成し、さらに、ライフスキル教育とエイズ教育との関連付けを探った。

この第3課程は、2回実施し、41名が修了し修了証を発行した。

3-2. 公開授業（ムインギ東県）

3 小学校におけるエイズ公開授業に、当会専門家を派遣し、授業者（研修修了教員）への事前の助言や、公開授業の観察、授業後に授業者が参観教員に公開授業で取り扱ったエイズ教育の趣旨を説明し議論を深める振り返り会議へも参加した。この公開授業は、当会のエイズ教育研修の内容の振り返りと未参加の教員との情報の共有の機会ともなった。

3-3. 子ども発表会（ムインギ東県）

4 小学校が、当会専門家を招待し、当会が推奨する形態でのエイズ子ども発表会を実施した。準備のための個別研修は、当会エイズ研修の修了教員のみではなく、対象校の未参加の教員も交えて行ない、当会専門家が発表会で扱う内容の要点・留意点を説明した。実際の発表会では、エイズの予防を呼びかける劇などが発表された。

3-4. 早期性交渉・妊娠予防研修（ムインギ東県）

ムインギ東県知事の意向を受けて、県教育局長より、県内の多くの小学校で、子どもの妊娠やその結果として中退の事例があり、出産した小学生の復学支援や関係した男性の警察・裁判所への通報を積極的に行なっていることが、課題を抱える具体的な学校を明示して、当会への情報共有が行なわれた。そして、当会の専門家が課題を抱える特定校を訪問して子どもたちへ妊娠予防に関する保健トークを行なう要請と、当会のエイズ教育研修第3課程を修了した教員の問題解決への活用について相談を受けた。

これまでも、小学生の妊娠・中退が頻繁に起こっていることは断片的に伝え聞いたが、外部者である当会には、公式の場では隠そうとする話だった。当会は、2009年から始めたエイズ第3課程は、小学校高学年におけるエイズ教育を取り上げ、ライフスキル教育との関連づけ、性感染症・早期妊娠や私的な

方法での中絶の危険についての講義、地域や学校の関連する実情についての話し合い、実践的な教案作りと模擬授業などの研修を行ってきた。これらの活動から、県の教育関係者にとって、当会が、子どもを取り巻く性の課題についても相談できる存在になり始めたものと思われる。

ムインギ東県教育局長の要請を受け、当会スタッフ・専門家で検討を重ねて、小学校での早期性交渉・妊娠予防研修を形成した。取り扱う内容は、①男女での思春期の身体と心の変化、②ライフスキル教育、すなわち、自分を理解し大切にできる力、相手を理解し尊重する力、想像力・洞察力などに基づいて効果的に判断する力を養うことの大切さの紹介、③エイズ・性感染症の基礎知識、④早期妊娠と出産に関わるリスク、⑤中絶のリスク、⑥コンドームの適切な使い方、⑦地域の子どものかかえる早期性交渉のリスクなどである。県教育局長が指定する課題が深刻な特定校を訪問して、これらの内容を共有する研修を、第1日目に教員向け研修、第2日目に保護者向け研修と教員と保護者との問題対処への取組みの話し合い、第3日目に子どもたちへの保健トークとして、一連の研修を形成した。

9月下旬に研修を開始し、3小学校において一連の研修を実施した。教員向け研修では計30名が参加し、保護者向けには253名が参加した。教員および保護者は、子どもが成長とともに迎える危険とその対処について学んだ。その後教員と保護者の間で、学校地域としてどのように子どもたちをそのような危険から守っていくかについて話し合いが持たれ、教員と保護者の協力が不可欠であることが確認された。教員と保護者の同意のもとで、子どもたちを対象に開かれる保健トークには799名が参加した。

4. 学校：幼稚園での保健活動の促進（ムインギ東県）

ムインギ東県の幼稚園を対象にした成長記録カードの配布を引き続き実施した。配布を希望する幼稚園から幼稚園教師と保護者代表が所定の場所にカードを受け取りに来るという形で、県内の約半数の幼稚園がカードを希望し、合計約3000枚のカードを配布した。幼稚園における保健活動はニーズが高く、その活動が根付きつつあることがうかがわれた。また、体重計を新たに供与した3校の幼稚園において、幼稚園教師、校長、保護者を対象とした保健研修を実施した。

5. 学校：環境保全（ムインギ東県ムイ郡）

ムイ郡の4校で生徒、教員、保護者を対象に、土壌保全、植樹、麻袋を利用した野菜栽培の学習会を実施した。キモンゴ小学校とキュメ小学校からは、校内の土壌保全活動を指導してほしいとの依頼があり、保護者対象の学習会を実施した。その後、供与した道具を使って保護者が溝を掘るなど積極的な活動が見られた。また、校内に日陰作りや防風のために植樹をしたいという計画を受けて、苗床作り学習会を開き、苗木も300本供与し移植。生徒たちが毎日水遣りをして、新たに穴を掘り、囲いを作り、種子から育てた苗木も移植した。保護者から、苗木を家畜から守るために、校内に家畜を入れた保護者には罰金を課すことが提案されて実行されるなど積極性が見られた。

6. 地域：保健・エイズ研修（ムインギ東県）

6-1. 地域の健康のための戦略会議（ムインギ東県）

地域の保健に関わるいくつかの課題については、住民が対処意識を形成しにくい状況にある。エイズ問題については、エイズの脅威が強調されて危機意識ばかりが高まったこと、また、性に関する問題を特定の間人関係の中で話し合うことへの文化を背景とした躊躇があることなどが、対処意識の形成の障害になっていると考えている。このことは、地域の保健問題は、地域のなかで保健知識・技能を深めていく「村の保健リーダー」を育成して、リーダーから一般住民へ情報が伝わっていくことのみでは解決につながらないことが示唆されている。この対処意識が形成されにくいエイズ問題については、深い知識はなくても、体系的に理解することによって、日常生活の中で HIV 感染予防は可能であり、HIV 陽性者との共存は可能であるという概括的知識をえて、住民が適切な第三者からエイズを学ぶことを勇気づけるリーダーシップの存在も重要であるといえる。

地域でこの役割を担うリーダーとして、特に、村長老に着目し、彼らへの概括的知識に関する研修と協力関係作りを行なった。そして、これらの村長老の協力を得て、当会専門家が直接に住民へエイズと母性保護を説明する公開学習会実施を目指して、「地域の健康のための戦略会議」を開催した。ムインギ東県ヌー郡・グニ郡の 13 準区で開催し、106 人の助役・村長老が参加した。

6-2. 地域エイズリーダー研修（ムインギ東県）

前項の地域の健康のための戦略会議では、エイズ問題について、住民は危機意識が高いが対処意識が形成されていない状況に着目し、村長老が、エイズに関する概括的知識を向上させることによって、当会のエイズ公開学習会実施へ協力する住民との間の仲介者となることを目指した。一方、当会が公開学習会を東県全域で実施した後は、次の段階としてエイズ課題を深く理解し、エイズに関する標準的な情報や新たな情報を日常的に地域住民に共有できる地域エイズリーダーの育成が重要である、と分析していた。

この次の課題に取り組むために、地域エイズリーダー研修を形成し、準区ごとに研修を実施することとして、準区を担当する行政官である助役との協力関係の構築につとめた。研修対象については、これまでの当会の保健・エイズ関係の研修に参加した住民のリストのなかから、研修態度が良好であったり、周囲への情報共有に積極的であったりした参加者を選抜した。一方、当会の選抜者とは別に、助役からも準区の中で他団体の保健・エイズ研修を受けていたり積極的に発言・活動していたりする住民の推薦を依頼した。

地域エイズリーダー予備研修として、エイズ知識を包括的に確認する研修を実施し、助役からの推薦者には参加を義務付け、当会の選抜者へも復習の機会として参加を推奨した。その後、地域エイズリーダー研修として、周りの住民へエイズ課題を適切かつ包括的に伝える方法ならびにバラザ（住民集会）のなかで与えられる短時間のなかで焦点を絞って情報を伝える方法などを学び、参加者による模擬発表を行なった。模擬発表では、参加者の知識の向上や参加者間の自発的な質疑応答などが見られた。

9 月からムインギ東県の 5 準区で実施し、計 72 名が修了した。

そして、この研修を修了した参加者が、住民を集めて当会専門家の指導の下でエイズ学習会を実践する地域エイズリーダー実践研修を行なうこととした。この実践研修において、エイズについて誤解や迷信

を含まず包括的に情報を共有できることが確認された参加者を、当会は、地域エイズリーダーと認定することとした。

10月に、研修を修了者1名による最初の地域エイズ学習会が、住民12名が参加するなかで適切に実施され、地域エイズリーダーと認定した。

7. 地域：エイズ・母性保護学習会（ムインギ東県・ミグワニ県）

地域の保健に関わるいくつかの課題については、住民が対処意識を形成しにくい状況にある。エイズについては、エイズの脅威が強調されて危機意識ばかりが高まったこと、また、性に関する問題を特定の人間関係のなかで話し合うことへの文化を背景とした躊躇があることなどが、対処意識の形成の障害になっていると考えている。妊娠出産に関するリスクについては、出産に関わる妊婦の死亡事例もしばしば聞かれるにもかかわらず、特に男性住民の中で、普通の出来事と考え、特別な関心を払わず、これらのリスクは兆候や対処法を知ることによって低減が可能であることが社会的に共有されにくい状況、すなわち母性保護についての対処意識の形成を阻害する状況が見られる。このため、エイズと母性保護に関しては、当会専門家が住民へ直接情報を提供し、住民が情報に基づいて課題対処について考え話し合う機会を形成することを目指して学習会を実施してきた。

エイズ学習会で扱う内容は、①ケニアにおけるエイズ問題、②HIV・エイズとは何か、③HIV感染メカニズム、④HIV感染からエイズ発症への過程、⑤日常生活の中でのHIV感染経路と感染予防、⑥性交渉での感染予防とコンドームの適切な使用法、⑦地域の中での子どもの性交渉・HIV感染リスクと地域社会の取組みなどである。母性保護学習会で扱う内容は、①妊娠について、②産前定期健診の内容とその重要性、③生活事情に則した計画的な出産準備の重要性、④危険出産について、⑤危険出産につながる可能性があるさまざまな特徴、⑥危険出産の兆候などである。

なお、学習会は、導入と学習とに分け、導入では、当会の説明とエイズと母性保護の当日の学習課題にあわせたピーターとジェーンの事例話を行なうようにした。その後、原則として休憩をはさみ、学習の本題に入ることにした。この休憩は、事例話を聞くことによって学習会の本題の概要を把握してもらい、参加する意思がない村人に退席する機会を与える「情報に基づく同意形成」のための休憩であり、参加意欲のある人のみ参加できるように配慮した。

主な学習会の形態は、準区ごとに助役の協力を得て村長老に集まってもらい、地域の健康のための戦略会議を実施し、近隣の複数の村を単位とする村クラスターを形成して、村長老の協力によって、当会専門家が村クラスターを訪問して学習会を実施する公開学習会である。そのほか、小学校の校長や保護者代表の申請に応じて小学校の保護者を対象とする学習会、地域の住民組織の申請に応じて住民を対象とする学習会、当会の環境活動に参加している住民を対象とする学習会、当会の学校運営能力向上の一環として対象校保護者を対象とする学習会などを適宜実施した。

ムインギ東県において、エイズ公開学習会を111回行ない、のべ1959人が参加した。また、妊娠出産に関する危険兆候や定期健診の意義などを学ぶ母性保護公開学習会を65回行ない、のべ869人が参加

した。

ミグワニ県グタニ郡の準区でも、試験的に同様の公開学習会を行なった。計 8 回のエイズ公開学習会を行ない、のべ 365 人が参加した。また母性保護公開学習会も 8 回行ない、のべ 275 人が参加した。ムインギ東県と比較して、各クラスターでの参加者数が多く、区長・助役など行政官や村長老の当会活動への理解と協力の姿勢が確認された。また、学習会の中で、エイズにおいても母性保護においても、住民の知識不足も確認された。これらの状況をふまえて、ミグワニ県での本格的な事業形成にむけて取り組みを開始した。

8. 地域：環境保全（ムインギ東県ムイ郡・グニ郡）

ムインギ東県ムイ郡の 9 村を対象に土壌保全、土壌改善、堆肥作り、麻袋を利用した野菜栽培、乾燥野菜作り、害虫防除、植樹の知識と技術を提供した。また、土壌保全活動に積極的なカバリキ村の住民グループに道具を供与した。管理については、グループと当会との話し合いで、管理帳簿活用を提案した。サブ・グループごとの活動記録もとられ、道具が管理されている。7 村で行なった乾燥野菜作りの学習会後の村訪問では、村人が継続して乾燥野菜作りを行なっている様子が見られた。また、食生活で野菜の消費量が増えたという報告を得た。9 村すべて畑で野菜を栽培できるほど十分な農業用水を確保できないため、麻袋を利用した野菜栽培学習会で得た技術で野菜を栽培し、それを乾燥させて保存している村人が多くみられた。

グニ郡では保健グループ（キルイグループ）を対象とした環境活動を引き続き行なった。

9. 学校：スラム補習授業（ナイロビ市ムクル・スラム群）

休暇中の高校生を対象としたムクル・スラム群での補習授業は、例年 4 月、8 月、12 月の 3 回実施しているが、2010 年は、7 月から 8 月のナイロビ事務所閉鎖に伴い、8 月の補習授業は中止し、4 月と 12 月の 2 回実施した。

補習授業はムクル・スラム出身で、この補習授業の参加経験者である講師による自律的な運営を目指しており、2010 年はこれまで以上に当会からの運営への関与を減らした。特に 12 月の補習授業では、広報、スケジュール作成、授業料徴収など運営全般を講師たちが主体的に行ない、当会は運営に直接関与せず講師たちから報告を受けるという形を取った。特に大きな問題もなく円滑に終了し、講師たちは次回以降の補習授業に更に意欲を高めている。

10. 国内活動

10-1. 広報活動

10-1-1. 定期刊行物・ウェブサイトなど

◇会報「CanDo アフリカ」を 4 回発行した。

・第 50 号（3 月発行）総会資料号

- ・第 51 号 (7 月)「ナイロビ事務所の強盗事件・国民投票への対応」他
 - ・第 52 号 (9 月)「ムイソリ西県の状況と保健活動」「ムイソリ東県での環境活動の近況」他
 - ・第 53 号 (12 月)「ナイロビ事務所再開」「ムイソリ東県で新たに 2 つの保健活動が始まりました」他
- ◇ウェブサイトを利用して、組織・事業紹介、人材募集などを行なった。また、参加している「MDGs2015 キャンペーン」「なんとかしなきゃ！プロジェクト」「動く→動かす (STAND UP TAKE ACTION)」とリンクにより連携した (10-2 参照)。
- ◇会員対象メールマガジンおよび、国際協力関連のウェブサイト、メールマガジン、メールマガジンを活用し、勉強会開催やインターン募集等の広報を行なった。

10-1-2. イベントへの参加

国際協力関係のイベントで参加し、活動紹介のパネルを展示し、元インターン、理事、会員、ボランティアとスタッフが活動を説明した。昨年まではケニアの民芸品等を販売していたが、カンガ (東アフリカの女性がまとう一枚布) を使ったオリジナルの袋物が加わった (グローバルフェスタ)。

- ・アフリカンフェスタ 2010—6 月 12 日・13 日 (横浜)
- ・グローバルフェスタ JAPAN2010—10 月 2 日・3 日 (東京)

10-1-3. 連続勉強会の開催

永岡代表理事を講師として、4 月から 6 月までの木曜日の夜間、「NGO から見たケニアの人々の生活と参加型開発協力」をテーマとして全 10 回の連続勉強会を開催した。2009 年度と同様、歴史や国際社会の取り組みの流れ、CanDo の活動を通してケニアの人々の生活とその課題を見ていき、住民参加による開発協力の可能性について検討した。参加者は 81 名で、10 回の延べ参加者数は 227 名だった。各回の内容は次の通り。

- ・第 1 回 (4 月 22 日)： ケニアの歴史と民族問題、現在の課題
- ・第 2 回 (4 月 29 日)： ムイソリ県の人々の生活と援助、CanDo の関わり方
- ・第 3 回 (5 月 6 日)： ケニアの教育史・制度と教育協力
- ・第 4 回 (5 月 13 日)： 住民参加による教室建設
- ・第 5 回 (5 月 20 日)： 住民への保健教育とプライマリヘルスケア
- ・第 6 回 (5 月 27 日)： エイズ基礎知識、ムイソリでの課題と住民へのエイズ教育
- ・第 7 回 (6 月 3 日)： 小学校におけるエイズ教育
- ・第 8 回 (6 月 10 日)： 環境問題：砂漠化か、気候変動への適応か
- ・第 9 回 (6 月 17 日)： 都市とスラムの生活
- ・第 10 回 (6 月 24 日)： アフリカの人々の生き様をみる視点

文京区立の 2 か所を会場として利用した一汐見交流館 (第 1、2、3、5、6 回) と文京区立不忍(しのばず)通りふれあい館。

10-1-4. 報告会等の開催

2010 年は報告会を開催せず、参加したイベントで報告の時間やワークショップをもった。

- ・5 月 12 日：アフリカンフェスタ 2010—NGO 活動報告コーナー (永岡)
- ・10 月 3 日：グローバルフェスタ JAPAN 2010—ワークショップ (MDGs スクール)「保護者がつくる (学ぶ・建てる) ケニアの教室」(インターン 井本佐保里)

10-2. 他団体との連携・協力—政策提言やネットワークへの参加

日本の開発協力や教育協力に関わる政策提言や制度改善、NGO の組織強化などを目的とするネットワークに参加。また、2010 年度に始まったインターネット上での連携を目的としたキャンペーンに登録した。

- ・国際協力 NGO センター (JANIC) —正会員： 「MDGs2015 キャンペーン」(2010 年 4 月～2012 年 3 月)、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) のフォローアップ会合などに参加。
- ・教育協力 NGO ネットワーク (JNNE) —運営委員： 定例委員会に参加。調査研究、政策提言活動を話し合う。
- ・「世界の子どもに教育を」キャンペーン—賛同団体： 「Global Campaign for Education (GCE)」(JNNE が参加) による世界同時行動。
- ・「動く→動かす」—フレンズ団体： 「STAND UP TAKE ACTION」のリンク、チラシ配布等の協力にとどまった。
- ・MDGs2015 キャンペーン—参加団体： JANIC が主催 (2010 年 4 月～2012 年 3 月)。
- ・「なんとかしなきゃ!プロジェクト」—登録団体： JANIC、UNDP (国連開発計画)、JICA が実行委員会を構成するプロジェクト (2010 年 7 月下旬～2013 年 3 月の予定)。

10-3. 活動経験の提供

10-3-1. 講演への協力・訪問受け入れなど

◇イベントへの出演

- ・5 月 12 日：アフリカンフェスタ 2010—TICAD トークショー～アフリカの開発を語る～ (永岡)

◇JICA 地球ひろばジュニア地球案内人プログラムの NGO 訪問受け入れ

- ・2 月 22 日： 大学生 10 名 (佐久間典子・玉手幸一・山脇克子)
- ・8 月 16 日： 大学生 9 名 (佐久間)

10-3-2. 出版物等への寄稿・取材協力など

◇新聞

- ・6 月 3 日付朝日新聞 (朝刊)： 特集「アフリカのいま」に取材協力。「教育の建設・運用 自分たちで」という見出しで、教室建設事業の活動内容が掲載された。

◇ウェブサイト

- ・11 月～「なんとかしなきゃ!プロジェクト」： 資料室「途上国における HIV/エイズ問題を知ろう」で紹介。

◇大学生の調査研究への協力

- ・10 月、国際基督教大学の学生のグループ・ワークでのビデオ制作に、写真、映像を提供 ほか

11. 組織運営

11-1. 事務所

◇東京事務所： 5 月 15 日、東京都台東区谷中 2-9-14 第 2 森川ビル B 号に移転した (旧住所は台東区谷中 5-4-3)。

◇ナイロビ事務所：事務所への強盗事件後、国民投票に関連する状況への対応として、7月12日から8月17日まで日本人スタッフは一時退去した。9月29日、新しい事務所に移転した。

11-2. 会員

11-2-1. 総会

3月20日に年次総会を開催し、2009年度活動報告・会計報告が承認され、2010年度活動計画・予算が承認された。役員改選では8人の理事、4人の準理事、2人の監事が選任され、理事の互選で代表理事に永岡が再任された。定款第1章（事務所）第2条の所在地変更が決定された。

11-2-2. 会員数

一般会員では入会が6名、退会3名（会費期限切れで退会扱い）。賛助会員は入会8名・団体（うち団体1）、退会は3名（退会の申し出1名、会費期限切れで退会扱い2名）であった。

12月31日現在の会員数は、一般会員69名（2009年度より3名増）、賛助会員53名（5名増）の計122名（8名増）となった。

11-3. 理事会・監査

11-3-1. 理事会

◇理事会を次のように開催し、審議を行った。

- ・第1回—3月20日：総会で付議すべき事項について
- ・第2回—8月3日：ナイロビ強盗事件の経緯と対応、新規事業、資金面の課題について
- ・第3回—12月25日：2010年度活動報告、2011年度活動計画の概要他

◇インターンの採用にあたって、役員が書類（一次）と面接（二次）の審査を行った。

◇理事メーリングリストを利用して、事業と組織の運営についての協議、インターンの書類審査などを行なった。

11-3-2. 監査

◇ケニアでは監査法人 Easterbrook & Co.による外部監査を2月に行なった。

◇日本では、監事による内部監査を3月に実施した。

11-3-3. 役員

2010年度年次総会で次の役員が選任された（任期は2010年4月1日から2012年3月31日の2年間）。

◇理事： 國枝美佳、佐久間典子、竹直樹、永岡宏昌、中澤和男、藤目春子、明城徹也（以上、再任）、野木美早子（新任、前準理事、元理事）

◇準理事： 中塚史行、矢澤宏之（以上、再任）、山脇克子（新任、前理事）、景平義文（新任）

◇監事： 國枝信宏（再任）、加藤志保（新任。元監事）

11-4. スタッフ

11-4-1. ケニア

・8月中旬からの事務所再開に際し、元スタッフ、インターン2名が短期調整員として活動に参加した。

・2009年から継続しているインターン4名、2010年度に派遣の7名、合わせて11名が、ケニアで研

修を受けながら業務補助として活動に従事した。募集は8月および11月（派遣は2011年度）に行なった。

- ◇調整員： 景平義文、西森光子（8～10月）、道山恵美（9～12月）、
エバンス・カラングウ（～6月）、カンダリ・ムロンジア、
ビクトリア・ムニリヤ（～3月助手、4月～）
- ◇調整員助手： フランシス・ムワンジ(常勤)、パトリック・マサイ、ピーター・カランバ、
レイン・ムティンダ（2月～）、エスタ・ンドゥ（2月～）（以上、非常勤）
- ◇インターン： 金澤規（～1月）、平野香奈子（～3月）、丸山吏乃（～3月）、越智信一郎（～6月）、
千葉亜理紗、大谷佳代子、伊東彩（以上2～7月）、島崎梓（4～6月）、
四登夏希、田涼子（9月～）、梅本大介（12月～）

- ◇非常勤コンサルタントー教育： ガブリエル・キエンゴ、マーガレット・ムトゥンガ
- ◇同一保健・幼児育成： エリザベス・グリ（3月～）、ジェイムス・キズク、
ジョナサン・ゾカ（～11月）、ベンジャミン・カムティ、
ミルカ・カワシア・ゾビ
- ◇同一環境： オネスマス・ムトゥワ、トーマス・ムシラ（以上、環境）

- ◇日本からの出張： 永岡（1～3月、6～7月、8～11月）、明城徹也（4～5月、6月）
- ◇訪問： 玉手幸一（1月）

11-4-2. 日本

・3月末、山脇克子事務局長が退職（2006年～。2004～05年、事務局代理。2003年、事務局員）。事務局は、玉手幸一事務局長代理と佐久間典子事務局員（6月～。パートタイム）の2人体制となった。
・2010（平成22）年度に新設された外務省 NGO インターン・プログラムにおいて、井本佐保里をインターンとして受け入れ団体に決定し、主に国内で研修を行なった。期間は6月からの10か月（2011年3月31日まで）。

◇代表理事：永岡宏昌

◇事務局： 山脇克子（～3月事務局長）、
玉手幸一（～1月事務局補佐、2月～事務局員、4月～事務局長代理）、
佐久間典子（～5月ボランティア、6月～パートタイム事務局員ー広報・会員担当）

◇アルバイト： 諸泉友香（3月～）、前川昌代（5～12月）

◇インターン： 井本佐保里（6月～）*1、伊東彩（7～8月）*2

*1 11月からはケニアで研修（3か月間）を行なった。

*2 ナイロビ事務所の閉鎖後、東京事務所での業務を補佐。

◇ボランティア： 11名…勉強会、イベント関連などの国内活動に元インターン5名、ボランティア6名が参加。

11-5. 組織・財政基盤強化

11-5-1. CanDo 預託金の募集

2008年からの検討事項であった寄付金と預託金で構成する CanDo 基金について、公的支援金や助成金などの支出において、入金までに要するために立替払いの必要がある場合に備えることを目的に、後者のみの形での CanDo 預託金（無利息）の募集を決定。1口5万円で200万円を目標として、10月1日、役員を対象とした第1回の募集を開始した。12月末で240万円の入金と1件の申し出があり、目標は達成した（第2回の募集は行わず、募集期間の2011年3月31日までに250万円が集まった）。

11-5-2. 募金

東京事務所移転のためのカンパ、ナイロビ事務所の強盗事件という緊急事態、そして年末募金と3回の呼びかけに対して、次のように募金が寄せられた（このほか年間を通した一般寄付）。

- ・移転カンパ： 28名。40万円。
- ・緊急募金： 21名。42万8000円。
- ・年末募金： 26名。43万8500円。

11-5-3. 募金サイトへの登録

募金サイト「NGOサポート募金」「Yahoo! ボランティア」「イーココロ!」への参加を継続し、インターネット上からの寄付収入を得た。

11-5-4. 市民公益税制（寄付税制）改訂を踏まえた認定NPO要件の調査

2011（平成23）年度税制改正大綱に織りこまれる予定の寄付税制の改訂一寄付金の税額控除、新PST（パブリック・サポート・テスト）基準一の内容理解のため、勉強会、集会等に参加した。

12. 支援および事業委託元機関・団体

- ・外務省 日本NGO連携無償資金協力：
ヌー郡、ムイ郡におけるエイズから子どもを守る社会を形成するためのエイズ教育事業（3年目）／
NGO インターン・プログラム
- ・（独行）環境再生保全機構 地球環境基金：
地球温暖化による気候変動に対応するための子どもと地域住民の環境意識と技能向上事業（2・3年目）
- ・（独行）国際協力機構(JICA) 草の根技術協力事業：
ムイギ東県ヌー・ムイ・グニ郡における住民の学校運営能力向上と住民参加型教室建設事業（1・2年目）
- ・世界の人びとのための JICA 基金：
ケニア・ムイギ東県での女兒の早期性交渉・妊娠予防のためのガイダンス形成事業／
ムイギ県ミグワニ郡における地域社会へのエイズ教育事業
- ・（特活）国際協力 NGO センター(JANIC)： NPO サポート募金
- ・ヤフー(株)： Yahoo 募金
- ・ユナイテッドピープル(株)： インターネット募金「イーココロ!」
- ・(株)ネットフォレスト： インターネット接続サービス提供

以上